

堺個審答申第122号
(答申第159号)
令和5年3月29日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 矢口智春



答 申

令和5年2月14日付け堺税運第3439号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	特定個人情報保護評価書「地方税事務」(全項目評価書)の再評価に対する第三者点検について
分類	条例第35条第2項【個人情報保護審議会意見】 ※特定個人情報保護評価に関する規則第7条4項の第三者点検<関係法令> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価指針第6-2(2)【特定個人情報保護評価(重要な変更)】
担当課	財政局 税務部 税務運営課
審議日	令和5年2月16日(第206回) 令和5年3月24日(第207回)

審 議 結 果

審議会の結論

堺市長が令和5年2月14日付で堺市個人情報保護条例35条2項に基づき諮問した「特定個人情報保護評価書「地方税事務」(全項目評価書)の再評価に対する第三者点検について」は、特定個人情報保護評価指針に基づき点検を行った結果、特定個人情報保護評価指針に定める目的に照らし、同評価書の記載内容は妥当であると認める。